

## 相模原市介護予防事業送迎けんこう号運行事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が在宅高齢者等の介護予防事業等の推進を目的として運行する介護予防事業送迎けんこう号(以下「けんこう号」という。)の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 津久井地域及びその周辺 城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区(以下「津久井地域」という。)並びに津久井地域と他の地域との境を起点として直線距離でおおむね3キロメートル以内の安全に運行できる区域をいう。
- (2) 在宅高齢者等 津久井地域に居住する65歳以上の在宅高齢者、在宅障害者及びその介助者をいう。

### (送迎の対象)

第3条 けんこう号による送迎の対象は、第7条に規定する運行範囲における在宅高齢者等の5名以上の移動であって、次に掲げるものとする。

- (1) 相模原市高齢者保健福祉計画に定める一般介護予防事業への参加
- (2) 高齢者スポーツ大会、高齢者敬老事業、その他の市長が適当と認める事業への参加
- (3) その他の介護予防事業及び障害者のリハビリテーション事業で市長が適当と認める事業への参加
- (4) 前3号の事業前後の買い物  
(けんこう号を利用できるもの)

第4条 けんこう号を利用できるものは、前条第1号から第3号までに掲げる事業を実施する第8条第1項の規定による登録を受けた市内で活動する団体(以下「利用団体」という。)とする。

### (運休日)

第5条 けんこう号の運休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

( 4 ) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、運休日を運行日とすることができる。

( 運行時間 )

第 6 条 けんこう号を運行する時間は、午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までとする。

ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

( 運行範囲 )

第 7 条 けんこう号の運行範囲は、津久井地域及びその周辺とする。

( 団体の登録等 )

第 8 条 けんこう号を利用しようとするものは、あらかじめ市長に相模原市介護予防事業送迎けんこう号利用登録新規・変更・廃止届出書(第 1 号様式)を提出し、市の登録(以下「利用登録」という。)を受けなければならない。

2 利用登録を受けた団体(以下「利用団体」という。)は、けんこう号の利用登録をした団体の名称等に変更が生じたとき又はけんこう号の利用登録を廃止するときは、速やかに市長に相模原市介護予防事業送迎けんこう号利用登録新規・変更・廃止届出書(第 1 号様式)を提出しなければならない。

3 市長は、けんこう号の利用が 2 年間ない利用団体について、利用登録を抹消できるものとする。

( 利用申込みの方法 )

第 9 条 利用団体の利用申込みは次の区分により行うものとする。ただし、公用又は公共のため、市長が認めたときはこの限りでない。

( 1 ) 次条に規定する優先利用申込み 第 3 条第 1 号及び第 2 号による送迎の申込み

( 2 ) 第 1 1 条に規定する一般利用申込み 第 3 条第 3 号による送迎の申込み

2 けんこう号の利用申込みは 1 利用団体につき 1 月に 1 日までとする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

( 優先利用申込み及び利用の承認等 )

第 1 0 条 優先利用申込みできる利用団体は、第 3 条第 1 号及び第 2 号による送迎を実施する団体とする。

2 利用団体は、利用する年度の前年度の市長が定めた期間に予約申込みをして、予約確定後に市長に相模原市介護予防事業送迎けんこう号利用申込書(第 2 号様

式)を提出し、利用承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の予約申込みがあったときは、相模原市介護予防事業送迎けんこう号予約受付簿(第3号様式)により日程等を調整し、相模原市介護予防事業送迎けんこう号利用申込書(第2号様式)を提出したものに相模原市介護予防事業送迎けんこう号利用承認書(第2号様式)を通知するものとする。

(一般利用申込み及び利用の承認等)

第11条 一般利用申込みできる利用団体は、第3条第3号による送迎を実施する団体とする。

- 2 利用団体は、利用日の属する月の4月前の月の初日から利用日の1月前までに予約申込みをして、予約確定後に市長に相模原市介護予防事業送迎けんこう号利用申込書(第2号様式)を提出し、利用承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の予約申込みがあったときは、相模原市介護予防事業送迎けんこう号予約受付簿(第3号様式)により日程等を調整し、相模原市介護予防事業送迎けんこう号利用申込書(第2号様式)を提出したものに相模原市介護予防事業送迎けんこう号利用承認書(第2号様式)を通知するものとする。

(利用の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条第3項及び第11条第3項の利用の承認をしないものとする。

(1) けんこう号の運行における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) けんこう号の設備を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、けんこう号の運行上支障があると認められるとき。

(申込みの取下げ)

第13条 けんこう号の利用承認を受けたものは、当該利用承認に係る申込みの取下げをするときは、その旨を速やかに市長に連絡しなければならない。

(利用承認の取消し)

第14条 市長は、けんこう号の故障、災害その他やむをえない理由により運行できないと認めるときは、けんこう号の利用承認を取消することができる。この場合

において、市長は、これらによって生じた損害の責めを負わない。

( 遵守事項 )

第 15 条 利用団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ( 1 ) 他の利用者に危害を及ぼすおそれのある物品又は他の利用者の迷惑となるおそれのある物品を持ち込まないこと。
- ( 2 ) 走行中のけんこう号内でみだりにけんこう号の運転従事者に話しかけないこと。
- ( 3 ) けんこう号の正常な運行の妨げとなる行為をしないこと。
- ( 4 ) 前 3 号に掲げるもののほか、運転従事者の指示に従うこと。

( 損害賠償 )

第 16 条 けんこう号の設備を故意又は過失により損傷し、又は滅失させたものは、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

( 管理等の委託 )

第 17 条 市長は、けんこう号の管理及び運用を法人その他の団体に委託することができる。

( 委任 )

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、けんこう号の管理及び運用について必要な事項は市長が定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

( 準備行為 )

- 2 けんこう号の管理、団体の登録及び利用の承認その他の必要な準備行為は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

相模原市介護予防事業送迎けんこう号利用登録

新規  
変更 届出書  
廃止

届出年月日 年 月 日

フリガナ 利用団体名	
---------------	--

【けんこう号を利用できる団体】

津久井地域の在宅高齢者等を対象として、下記の送迎の対象事業等(介護予防事業等)を行う5名以上の団体及びその関係者です。

代表者	フリガナ 氏名		(役職名)
	住所	相模原市 区	
	電話番号	-	-

下記の該当する、確認した にチェック(✓印)してください。

連絡先	代表者と同じ		
	フリガナ 氏名		(役職名)
	住所	相模原市 区	
	電話番号	-	-

送迎の対象事業等	団体の規約等がある場合は添付してください。  いきいき百歳体操 地域包括支援センター介護予防事業 元気倶楽部 その他  ( )  買い物希望あり	会員数	合計	名
		事業実施日	月 第 週 第 随 時 その他	回 曜 日 回 曜 日

【保険について】	車両乗車時以外の事故等は市の保険対象外です。 市では責任を負いませんのでご承知おきください。	確認しました。
----------	---	---------

受付印
-----

処理欄	台帳記入	登録番号	備考



相模原市介護予防事業送迎けんこう号行程表

利用日時	年 月 日 ( )		
	時	分	時 分
利用団体名			
代表者氏名		添乗者等の乗車場所	
電話番号	-		
行き先	往復 片道		

1号車(5名~8名乗車)				2号車(9名~16名乗車)				3号車(17名~24名乗車)			
乗車場所等	時間	乗降人数		乗車場所等	時間	乗降人数		乗車場所等	時間	乗降人数	
	出発	:	名		出発	:	名		出発	:	名
	到着	:	名		到着	:	名		到着	:	名
	出発	:	名		出発	:	名		出発	:	名
	到着	:	名		到着	:	名		到着	:	名
	出発	:	名		出発	:	名		出発	:	名
	到着	:	名		到着	:	名		到着	:	名
	出発	:	名		出発	:	名		出発	:	名
	到着	:	名		到着	:	名		到着	:	名
	出発	:	名		出発	:	名		出発	:	名
	到着	:	名		到着	:	名		到着	:	名
	出発	:	名		出発	:	名		出発	:	名
	到着	:	名		到着	:	名		到着	:	名
	出発	:	名		出発	:	名		出発	:	名
雨天時	実施予定      実施しない						車椅子 使用人数                      名				
備考											

